

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成30年9月12日（平成30年（行個）諮問第153号）

答申日：平成30年12月10日（平成30年度（行個）答申第148号）

事件名：本人が行政相談をした事案に係る特定管区行政評価局特定職員とのやり取りの記録等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書に記録された保有個人情報（以下「本件請求保有個人情報」という。）の開示請求に対し、別紙の2に掲げる文書に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）を特定し、その一部を審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しないとして不開示とした決定については、本件対象保有個人情報を特定したことは結論において妥当であり、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は、不開示とすることが妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、平成30年4月26日付け厚生労働省発政総0426第1号により厚生労働大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

(1) 審査請求書

ア 法13条3項、法18条1・2項規定の違法について

平成30年3月28日に法13条3項規定の補正の求めが処分庁よりあり、審査請求人は応じて「（別紙）開示を請求する保有個人情報」を修正し、平成30年3月29日にメールに添付して返信し、同日に処分庁の了承を得ている。

しかし、開示決定通知書に同封されていた開示請求書の「（別紙）開示を請求する保有個人情報」を見ると、補正の求めの前の平成30年3月26日付けの「（別紙）開示を請求する保有個人情報」であるため、補正の求めがあり、補正に応じているにも係らず、矛盾

している。

「やり取り以外の文書」と省略されているため、法13条3項規定の補正後の厚生労働省発政総0426第1号開示決定通知であるのか否かが判別できない。

「2 不開示とした部分とその理由」欄で、「また、総務省特定管区行政評価局とのやり取り以外の文書については、文書不存在のため不開示とした。」と保有していないにも係らず、法18条1項規定の「保有個人情報の開示をする旨の決定について（通知）」とされていることは矛盾している。法18条2項規定の通知がされていない。

仮に、補正前のものでの開示決定通知としても、法18条1項規定は開示をするであって、法18条2項規定は開示をしないであるので、法18条1・2項規定が、1枚の文書中に混在していると考えられる。「2 不開示とした部分とその理由」欄で、「文書不存在のため不開示とした。」であれば、首題は保有個人情報の開示をしない旨の決定について（通知）、文書中は法18条2項規定に基づきとならなくてはならないと考えられる。

処分庁の法13条3項規定の補正の求めに審査請求人は適切に応じていると考えられ、そうであれば、添付資料のようにならなければならないと考えられる（添付資料省略）。

イ 「2 不開示とした部分とその理由」欄をみると、法18条1項規定の「個人情報以外の記載部分のため不開示とした。」とあるが、これでは不開示とした部分は恣意的に決定されており、法何条何項規定に該当している部分開示であるか記載されていない。

厚生労働省発政総0426第1号対象文書の全面的に黒塗りされている部分の具体的理由を説明されたい。これでは行政不服審査法に基づく審査請求の理由が書けない。他の行政庁のような不開示とした部分とその理由になると考えられる。

全面黒塗りについて、他事例の裁決書（特定年月日、特定機関）理由欄のとおりで不適切であると考ええる。法18条1項規定の厚生労働省発政総0426第1号対象文書の黒塗りは、特定都道府県情報公開条例10条3項規定、東京都情報公開条例13条規定で理由付記等とはなっていないが、開示請求者は不開示とした部分とその理由が分からず、何のために黒塗りしているのか理解に及ばない。

ウ その他

文書中に、以下、法とあるが、以下に、法何条という記載がない。

エ 平成29年3月29日添付の別紙開示を請求する保有個人情報（1-2）について

総務省特定管区行政評価局に同じ内容の開示請求をし、開示決定通知を部分開示として受け取っているが、法何条何項規定に該当しているのか示されており、全面的な黒塗りにはされていないので、処分庁が、なぜこのような違法をするのか理由を説明されたい。

開示請求（１－２）は、開示決定通知の厚生労働省発政総０４２６第１号の「１ 開示する保有個人情報」の内容からメールでやり取りされたものであるが、その内容の非開示もさることながら、秘匿する必要もなく開示されるべきと考えられる送信受信された件名や日付等、何時やり取りされたものか全面的黒塗りであるため、全く分からない。総務省特定管区行政評価局の開示決定通知からは、添付されたPDFもあるが、処分庁は開示をしていない。

開示義務に対する措置に瑕疵があり、審査請求人は法令上、権利利益を侵害されている。

（２）意見書１

ア 特定年月日付け特定都道府県裁決書の理由（特定機関の答申）の欄に、「条例１０条３項においては、公開請求に係る公文書の一部または全部を公開しないときは、その理由を決定通知書に記載しなければならない旨を規定しているが、このような決定通知書にその理由を付記すべきとしているのは、非公開理由の有無について処分庁の判断の慎重と公正妥当を担保してその恣意を抑制するとともに、非公開の理由を公開請求者に知らせることによって、その審査請求に便宜を与える趣旨である。そして、要求される理由付記の程度については、こうした趣旨を踏まえて検討をすべきである。この点、平成４年１２月１０日の最高裁判所第一小法廷判決（平成４年（行ツ）第４８号）によれば、「公文書の非公開決定通知書に付記すべき理由としては、開示請求者において、本条例（東京都公文書の開示等に関する条例）９条各号所定の非開示事由のどれに該当するのかをその根拠とともに了知し得るものでなければならず、単に非開示の根拠規定を示すだけでは、当該公文書の種類、性質等とあいまって開示請求者がそれらを当然知り得るような場合は別として、本条例７条４項の要求する理由付記としては十分でないといわなければならない」とされている。そこで、本件処分について検討するに、決定通知書における「公文書の公開をしない理由」は、単に、条例の該当を列挙しているものに過ぎず、公開請求者においては、具体的にどのような根拠によって、非公開情報に該当するものとされたかを了知することは困難である。さらに、本件においては、実際には、非公開部分毎に公開しない理由が異なるものであるにもかかわらず、全ての非公開部分について、包括的に「条例６条１号、２号

アおよび6号エに該当するため」という理由が挙げられている。このような記載の方法によっては、もはや公開請求者においては、どの非公開部分が条例6条各号所定のどの非公開情報に該当するのかを理解することすら困難であると言え、当該理由付記は極めて不適切なものであると言わざるを得ない。以上のことから、本件処分は、条例10条3項に規定する理由付記の要件を欠くものであり、取り消しを免れないものと判断される。」

上記に照らし合わせれば、処分庁の不開示とした部分とその理由欄は、法何条に該当するものかさえも記載されておらず、開示請求者がその条文を読んで確認することもできないので、法律に基づいた決定とはいえ、恣意的に決定している違法である。開示請求者は、黒塗りされている部分には何が記載されているか全く知り得ないのだから、了知し得ることはできない。

法14条柱書き条文は、「開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる不開示情報のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。」であるから、不開示部分は必ず法何条規定の該当として決定しなければならない、それ以外は開示できる部分であり、恣意的に決定している。

イ 理由説明書（下記第3の1。以下同じ。）（3）イに、「本件対象保有個人情報の不開示部分は、請求者以外の氏名など、請求者以外の個人に関する情報であって、請求者に係る保有個人情報とは関係がないことから、」とあるが、厚生労働省発政総0426第1号の開示をする旨の決定通知された当該対象文書の内容の関係人は、審査請求人（開示請求者）、当該個人情報取扱事業者、当該認定個人情報保護団体で、当該1個人と当該3法人の関係性であるから、開示請求者以外の特定の個人の実在はいたないため、法14条2号規定の開示請求者以外の氏名、開示請求者以外の個人に関する情報はない事実で、諮問庁の理由説明は明らかな失当である。

「本件対象保有個人情報の不開示部分は、請求者以外の氏名など、請求者以外の個人に関する情報であって、請求者に係る保有個人情報とは関係がないことから、」の文言の部分は、平成30年（行個）諮問第147号の諮問庁の理由説明書と全く同じであり、何かの記載例とおりの文言をそのまま使用していると推測され、諮問庁は黒塗りされている部分を、根拠規定を精査して真摯に考慮したうえで理由説明していない。

ウ 同じ内容で総務省特定管区行政評価局に開示請求し、開示をする旨の決定通知の対象文書を受け取っているが、法14条7号柱書き以外の部分は開示されているので、処分庁の全面的な黒塗りは正当な

理由なく明らかに違法であると思料する。いつやり取りされたものか日付，また件名まで不開示にするのは不当で，法何条規定の該当か根拠規定の記載，および具体的理由もなく違法といわざるを得ない。

また，総務省特定管区行政評価局の開示をする旨の決定通知の対象文書に照らし合わせれば，理由説明書（３）イの「本件対象保有個人情報不開示部分は，請求者以外の氏名など，請求者以外の個人に関する情報であって，請求者に係る保有個人情報とは関係がないことから，」とあるのは，虚偽である。あまりにも事務遂行が雑すぎる。

エ 総務省特定管区行政評価局の開示をする旨の決定通知の対象文書から，当該対象文書は，平成２９年４月７日のメールと思料され，平成２９年４月７日のメールが残っているならば，添付ファイルの見え消しPDFは不存在ではないと思料される。

オ 理由説明書（３）ウ（ウ）に「また，理由において根拠規定を記載していない点については，個人情報非該当の場合は通常根拠規定を記載していないことを踏まえ記載しなかった。」とあるが，通常根拠規定を記載していないことはこの厚生労働省発政総０４２６第１号に限らず，処分庁の場合，他の開示をする旨の決定通知においても常に全て違法であると思料する。なお，厚生労働省以外，他の行政機関はどこも法何条規定の該当か根拠規定は記載されているし，不開示部分が了知できる程度の理由が付記されている。

カ 理由説明書（３）ウ（イ）に「その一部が保有個人情報非該当及び文書不存在不開示だったため，法１８条１項の規定に基づく部分開示決定とした。」とあるが，この理由説明の理屈をとおすなら，「法１８条１項の規定及び法１８条２項の規定に基づく，部分開示決定及び不開示決定」とならなければならない。

法１８条１項規定の条文は，「開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは（中略）書面により通知しなければならない。」，法１８条２項規定の条文は，「開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき（前条の規定により（中略）及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。）は，（中略）書面により通知しなければならない。」であるから，「文書不存在不開示」は法１８条２項規定であり，処分庁の法１３条３項規定の補正には適切に応じているため，法１８条２項規定の通知をしなければならない通知をしていないのは違法である。条文を精読して通知されたい。

（３）意見書２

補充理由説明書（下記第3の2。以下同じ。）「（3）理由」に「さらに、（中略）原処分を維持して不開示とすることが妥当である。」であるならば、文書不存在不開示は法18条2項規定であり、処分庁の法13条3項規定の補正には適切に応じているため、法18条2項規定の通知をしなければならない通知をしていないのは違法である。条文を精読して（1-1）（2）（3）を通知すべきである。

当該保有個人情報の開示をしない旨の決定について（通知）の、開示請求に係る保有個人情報の名称等の欄は、当該開示請求書別紙（1-1）（2）（3）に記載されていることを記入するべきで、現在の「総務省特定管区行政評価局とのやり取り以外の文書」という記載では、開示請求者はどの記録に対し開示請求をして開示されないのか、抽象である。他の用途の証拠書類でこの開示決定通知を必要としているが、「総務省特定管区行政評価局とのやり取り以外の文書」という記載では、書類として用をなしていない。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 理由説明書

（1）本件審査請求の経緯

ア 本件審査請求人である開示請求者（以下、第3において「請求者」という。）は、平成30年3月26日付けで、処分庁に対して、法13条1項の規定に基づき、「総務省特定管区行政評価局特定職員Aから厚生労働省政策統括官付社会保障担当参事官室特定職員Bに問い合わせがあった、開示請求人が行政相談した件に関するやり取りをしたメールの個人情報部分」等に係る開示請求を行った。

イ これに対して、処分庁が平成30年4月26日付け厚生労働省発政総0426第1号により部分開示決定（原処分）を行ったところ、請求者はこれを不服として、同年7月4日付け（同月6日受付）で審査請求を提起したものである。

（2）諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、法18条1項の規定により部分開示とした原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきものとする。

（3）理由

ア 本件対象保有個人情報の特定について

本件対象保有個人情報は、「総務省特定管区行政評価局特定職員Aから厚生労働省政策統括官付社会保障担当参事官室特定職員Bに問い合わせがあった、開示請求人が行政相談した件に関するやり取りをしたメールの個人情報部分」である。

イ 原処分の妥当性について

本件対象保有個人情報の不開示部分は、請求者以外の氏名など、請

求者以外の個人に関する情報であって、請求者に係る保有個人情報とは関連がないことから、当該情報は保有個人情報非該当であること、また、総務省特定管区行政評価局とのやり取り以外の文書については、既に保存しておらず文書不存在であることから、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

ウ 請求者の主張について

(ア) 請求者は、「「やり取り以外の文書」と省略されているため、法 13 条 3 項規定の補正後の厚生労働省発政総 0426 第 1 号開示決定通知であるのか否かが判別できない」旨主張する。

しかしながら、同開示決定通知には「総務省特定管区行政評価局とのやり取り以外」と記載があり、請求者が開示を求めている総務省特定管区行政評価局以外の機関とのやり取りを示すものであることは判別できる。

(イ) 請求者は、「法 18 条 1・2 項規定が、1 枚の文書中に混在していると考えられる。(中略)「文書不存在のため不開示とした。」であれば、首題は保有個人情報の開示をしない旨の決定(通知)、文書中は法 18 条 2 項規定に基づきとらなくてはならないと考えられる」旨主張する。

しかしながら、本件開示決定は、総務省特定管区行政評価局とのやり取りとそれ以外の機関とのやり取りを一括りとして開示・不開示の判断をしたものであり、その一部が保有個人情報非該当及び文書不存在不開示だったため、法 18 条 1 項の規定に基づく部分開示決定とした。

(ウ) 請求者は、「不開示とした部分は恣意的に決定されており、法何条何項規定に該当している部分開示であるか記載されていない。これでは行政不服審査法に基づく審査請求の理由が書けない」旨主張する。

しかしながら、処分庁においては、本件対象保有個人情報の不開示部分については、上記イで述べたとおり保有個人情報非該当のため不開示としたものであり、また、理由において根拠規定を記載していない点については、個人情報非該当の場合は通常根拠規定を記載していないことを踏まえ記載しなかったものである。

上記のとおり、請求者は種々主張するが、本件対象保有個人情報の開示決定の結論に影響を及ぼすものではない。

(4) 結論

以上のとおり、原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきと考える。

2 補充理由説明書

法43条1項の規定に基づき、平成30年9月12日付け厚生労働省発政総0912第1号により諮問した平成30年（行個）諮問第153号については、保有個人情報非該当及び不存在により一部開示した原処分を妥当として諮問したものであるが、諮問庁において再度検討した結果、保有個人情報非該当とした部分については、その一部を新たに開示した上で、その余の部分については法14条7号柱書きに該当するため不開示とすることが妥当であるので、諮問書理由説明書の（2）ないし（4）について、以下のとおり修正する。

（2）諮問庁としての考え方

本審査請求について、保有個人情報非該当として不開示とした部分については、その一部を新たに開示した上で、その余の部分については、法14条7号柱書きに該当するため、不開示とすることが妥当であり、また、不存在として不開示とした部分については、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

（3）理由

イ 原処分の妥当性について

保有個人情報非該当として不開示とした部分には、担当者のメールアドレス及び直通電話（FAX）番号が記載されており、これらは一般には公にされていないことから、これを開示すると、外部からの通信等や本来の目的ではない通信等が相次ぐことにより厚生労働省の業務に支障を来すなど、行政機関が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法14条7号柱書きに該当するため、不開示とすることが妥当である。

また、審査請求人が開示を求めている厚生労働省特定職員Bと総務省特定管区行政評価局特定職員Aとのやり取りのメールに添付されているとするPDF文書については、特定職員Bが平成30年4月1日付けで異動しており、当該職員が保存していたメールのデータが全て削除されているため保有しておらず、不開示とすることが妥当である。

さらに、総務省特定管区行政評価局とのやり取り以外の文書（開示請求書別紙の（1-1）、（2）及び（3））については、保有しておらず文書不存在であることから、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

（4）結論

以上のとおり、本審査請求については、保有個人情報非該当として不開示とした部分については、その一部を新たに開示した上で、その余の部分については、法14条7号柱書きに該当するため、不開示とすることが妥当であり、また、不存在として不開示とした部分については、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|------------|--------------------|
| ① | 平成30年9月12日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同月27日 | 審議 |
| ④ | 同年10月1日 | 審査請求人から意見書1及び資料を收受 |
| ⑤ | 同年11月1日 | 本件対象保有個人情報の見分及び審議 |
| ⑥ | 同月9日 | 諮問庁から補充理由説明書を收受 |
| ⑦ | 同月12日 | 審査請求人から意見書2を收受 |
| ⑧ | 同年12月6日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、別紙の1に掲げる文書に記録された保有個人情報の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象保有個人情報の一部を審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しないとして不開示とし、その余の部分については、不存在であるとして不開示とする原処分を行った。

これに対して、諮問庁は、補充理由説明書において、保有個人情報非該当として不開示とした部分については、その一部を新たに開示した上で、その余の部分については、法14条7号柱書きに該当するため、不開示とすることが妥当であり、また、不存在として不開示とした部分については、原処分を維持して不開示とすることが妥当であるとしている。

2 審査請求の範囲について

当審査会において、審査請求書及び意見書1（上記第2の2）の記載内容を検討したところ、審査請求人は、総務省特定管区行政評価局特定職員Aと厚生労働省政策統括官付社会保障担当参事官室特定職員Bのやり取りのメールの不開示部分及び当該メールに添付されていると推定されるPDF文書の開示を求めており、その余の不存在として不開示とされた部分については、開示を求めているものと解される。

このため、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、本件対象保有個人情報の特定の妥当性及び審査請求人が開示すべきとし、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分の不開示情報該当性について、以下、検討する。

3 本件対象保有個人情報の特定の妥当性について

- (1) 諮問庁は、補充理由説明書において、審査請求人が開示を求めている厚生労働省特定職員Bと総務省特定管区行政評価局特定職員Aとのやり取りのメールに添付されているとするPDF文書については、特定職員Bが平成30年4月1日付けで異動しており、当該職員が保存していたメールのデータが全て削除されているため保有しておらず、不開示とす

ることが妥当である旨説明する。

- (2) 当審査会事務局職員をして諮問庁に対し更に説明を求めさせたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

ア 厚生労働省においては、職員が送受信したメールは、メールを送受信後一定期間でサーバーから自動的に削除されることとなっている。厚生労働省特定職員Bと総務省特定管区行政評価局特定職員Aとのやり取りのメールは、平成29年4月10日付けのものであるため、本件開示請求が行われた平成30年3月26日時点では、既にサーバーからは削除されていた。

イ しかし、本件開示請求が行われた時点において、厚生労働省特定職員Bが使用するパソコン本体に総務省特定管区行政評価局特定職員Aとのやり取りのメールが保存されていることが確認できたので、本件開示請求に該当するものとして印刷したが、当該メールに添付されていたPDF文書については、本件開示請求に該当するものと認識していなかったため印刷していなかった。なお、当該メール及び当該メールに添付されていたPDF文書については、厚生労働省特定職員Bの異動後に削除されている。

- (3) 以下、上記諮問庁の説明を踏まえて検討する。

審査請求人が開示を求めているのは、厚生労働省特定職員Bと総務省特定管区行政評価局特定職員Aとやり取りした記録、メモ類等の全部一式であることから、本件対象保有個人情報として、厚生労働省特定職員Bと総務省特定管区行政評価局特定職員Aとのやり取りのメールに添付されていたPDF文書を特定すべきであったと認められる。

しかしながら、厚生労働省特定職員Bと総務省特定管区行政評価局特定職員Aとのやり取りのメール及び当該メールに添付されていたPDF文書については、厚生労働省特定職員Bの異動に伴い、原処分前に既に削除されており存在しない旨の上記諮問庁の説明を覆すに足りる事情も存しないことから、これを是認せざるを得ない。

したがって、本件対象保有個人情報として、厚生労働省特定職員Bと総務省特定管区行政評価局特定職員Aとのやり取りのメールを特定したことについては、当該メールを印刷したものの外に特定すべき保有個人情報を保有していないという意味で、結論において妥当であるといわざるを得ない。

4 不開示情報該当性について

諮問庁は、補充理由説明書において、本件対象保有個人情報のうち、なお不開示とすべきとしている部分には、担当者のメールアドレス及び直通電話（FAX）番号が記載されており、これらは一般には公にされていないことから、これを開示すると、外部からの通信等や本来の目的ではない

通信等が相次ぐことにより厚生労働省の業務に支障を来すなど、行政機関が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法14条7号柱書きに該当するため、不開示とすることが妥当である旨説明する。

上記諮問庁の説明に不自然、不合理な点は認められず、これを覆すに足りる事情も存しないことから、上記諮問庁の説明は是認せざるを得ない。

したがって、当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、不開示とすることが妥当である。

5 審査請求人のその他の主張について

(1) 審査請求人は、審査請求書において、「やり取り以外の文書」と省略されているため、法13条3項規定の補正後の厚生労働省発政総0426第1号開示決定通知であるのか否かが判別できない旨主張している。

当審査会において確認したところ、原処分の開示決定通知書の「2 不開示とした部分とその理由」欄には、「総務省特定管区行政評価局とのやり取り以外の文書については、文書不存在のため不開示とした。」と記載されている。本来であれば、審査請求人が開示を請求する別紙に掲げる文書のどれに該当するのかについて明らかにした上で、作成、取得していないのか、廃棄したのか等を含め、不存在の理由を明らかにして記載すべきであり、原処分の開示決定通知書の記載は十分であるとはいえないものの、その内容が、不開示とした根拠とともに開示請求者（審査請求人）の了知し得るものでないとは認められないことから、原処分の理由の提示に不備がある違法なものであるとは認められない。

(2) 審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

6 付言

本件は、上記3(2)のとおり、開示決定等に係る保有個人情報記録された行政文書である厚生労働省特定職員Bと総務省特定管区行政評価局特定職員Aとのやり取りのメールに添付されていたPDF文書が特定されていない上、開示請求後に削除されていたことが判明したものである。本件のような事態は、ひとえに文書管理意識の欠如に起因するものと思われ、厚生労働省の特定の部局のみならず、厚生労働省のどの部署においても生じる可能性のあるものとして、今後は、厚生労働省において開示決定等に係る保有個人情報の廃棄等という事態を起こさぬよう日頃の保有個人情報管理を徹底することが望まれる。

7 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求保有個人情報の開示請求に対し、本件対象保有個人情報を特定し、その一部を法12条1項に規定する審査請求人を本

人とする保有個人情報に該当しないとして不開示とした決定については、厚生労働省において、本件対象保有個人情報の外に開示請求の対象として特定すべき保有個人情報を保有しているとは認められないので、本件対象保有個人情報を特定したことは結論において妥当であり、諮問庁が法14条7号柱書きに該当するとしてなお不開示とすべきとしている部分は、同号柱書きに該当すると認められるので、不開示とすることが妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子

別紙

1 開示請求書の別紙の記載内容

- (1-1) 私開示請求人が総務省特定管区行政評価局に行政相談をした件について、平成29年4月1日～平成29年7月31日の期間、総務省特定管区行政評価局担当者A様から厚生労働省大臣官房総務課（行政相談室）に問い合わせがあったことに関し、やり取りした記録、メモ類等の全部一式
 - (1-2) 私開示請求人が総務省特定管区行政評価局に行政相談をした件について、平成29年4月1日～平成29年7月31日の期間、総務省特定管区行政評価局担当者A様から厚生労働省社会保障担当参事官室担当者B様に問い合わせがあったことに関し、やり取りした記録、メモ類等の全部一式
 - (2) 私開示請求人が公正取引委員会に申告をした件について、平成29年3月20日～平成29年7月10日の期間、公正取引委員会から厚生労働省社会保障担当参事官室担当者B様に問い合わせがあったことに関し、やり取りした記録、メモ類等の全部一式
 - (3) 私開示請求人が個人情報保護委員会に行政手続法第36条の三規定「処分等の求め」を申出した件について、平成29年8月3日～平成30年3月26日の期間、個人情報保護委員会から厚生労働省社会保障担当参事官室担当者B様に問い合わせがあったことに関し、やり取りした記録、メモ類等の全部一式
- 2 総務省特定管区行政評価局特定職員Aから厚生労働省政策統括官付社会保障担当参事官室特定職員Bに問い合わせがあった、開示請求人が行政相談した件に関するやりとりをしたメール